

平成29年度

熊野町農業委員会

議事録

第3回

熊野町農業委員会

平成29年度第3回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成29年5月19日(金)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(13人)

委員	1番	伊藤 昭博
委員	3番	藤友 正男
委員	4番	小田原勝好
委員	5番	伊藤 忠治
委員	6番	荒瀧 穂積
委員	7番	立花 宏保
委員	8番	益永 透
委員	9番	中原 裕侑
委員	10番	原 恭博
会長職務代理者	11番	中村 家隆
委員	12番	植野 宣博
委員	13番	民法 正則
会長	14番	中須 岩登

4. 欠席委員(1人)

委員	2番	南田 正孝
----	----	-------

5. 議事録署名委員(2人)

委員	3番	藤友 正男
委員	4番	小田原勝好

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穂坂 俊彦
農業委員会 主査	諏訪本 壮太

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は13名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成29年度第3回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>3番 藤友委員と4番 小田原委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議事日程 平成29年度第3回熊野町農業委員会中下記による事件を付議する。平成29年5月19日 熊野町農業委員会会長 中須岩登</p> <p>日程第1 議案第3号 熊野農業振興地域整備計画の一部変更について</p> <p>日程第2 議案第4号 熊野町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について</p> <p>日程第3 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>日程第1、議案第3号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局より議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案3号 熊野農業振興地域整備計画の一部変更に伴う意見照会について、熊野農業振興地域整備計画において、要望があった下記土地を</p>

	<p>農用地除外とする計画変更について熊野町長から意見照会があったので意見を求める、平成 29 年 5 月 19 日提出、熊野町長 三村 裕史</p> <p>番号 1、農用地除外を要望する土地、農地の所在、深原 地 目登記簿田、現況田、面積 478 m²外 1 筆、要望届出者、広島市 、除外理由、太陽光発電施設の設置</p> <p>番号 2、農用地除外を要望する土地、農地の所在、新宮 地 目、登記簿、畑、現況、畑、面積 313 m²、要望届出者、安芸郡熊野町 、除外理由、宅地</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、地元委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p>
	<p>1 番を 委員、2 番を 委員、お願いします。</p>
委員	<p>はい、おはようございます。5 月 15 日の午前 9 時から現地調査を諏訪本さんで行いました。場所は、ちょうどトンネルを出た、黒瀬トンネルを出てちょっと下あたり。ちょっと上がったところなのですが、昔からの田んぼようじゃなかったですが、一応、周りは田んぼがあり、問題が無い土地だと思います。よろしくお願いします。以上です。</p>
議長	<p>つづいて番号 2 を 委員お願いします。</p>
委員	<p>それでは、発表します。5 月 15 日に諏訪本さんと現地調査しました。現状は、家の裏でたまねぎやらじゃがいもを植えてありました。問題なからうと思います。子供さんと同居されておられましたが、このたび、お孫さんがお生まれになることになります。今の家は、間取りが悪く家族が多くなればということで新築を考えたいということで、我が家の裏の畑ですからということで、よろしくお願いしますということでした。私は問題が無いと思いました。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。では、当案件について、質問はありません</p>

	<p>か。</p> <p>1と2を同時にやりたいと思いますが。</p>
委員	<p>1番はあれじゃろう、トンネルへ入る、トンネル出てじゃなくてトンネルへ入る手前じゃろう。</p>
議場	<p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
議長	<p>ほかにはないですか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。</p> <p>議案第3号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議はありますか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は「意見なし」として答申します。</p>
議長	<p>続いて日程第2 議案第4号「熊野町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。</p> <p>事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。失礼します。議案4号、熊野町農業委員会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。平成29年5月19日、熊野町農業委員会会長 中須 岩登。以上です。続けて説明の方をさせていただきます。</p> <p>農業委員会等に関する法律が一部改正されまして、平成28年4月1日から施行されました。</p>

この中で、農業委員会としての活動をより、住民に対し透明性の高いものとさせるという目的から、議事録の公表についてはインターネットその他の方法により、公表するということが定められております。

現行の本町の農業委員会会議規則第 13 条になりますが、新旧対照表を次へお付けしておりますが、縦覧に供することが規定されておりますので、これを改正案のとおり改めようとするものでございます。

なお、効力についてですが、法が施行されたのとあわせて平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用させたいというふうに考えております。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(その他多数の者から発言あり。)

議長

質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。

議案第 4 号「熊野町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」ご異議はございませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって議案第 4 号「熊野町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」は可決いたしました。

議長

次に、日程第 3、議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読をさせます。

事務局

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求

める。平成 29 年 5 月 19 日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登
番号 1、土地、農地の所在、新宮、地目、登記簿田、現況
田、面積 393 m²、権利、所有権移転、譲渡人氏名、住所、
熊野町、譲受人氏名住所、熊野町、
転用目的、社会福祉施設、施設等、鉄骨平屋建 1 棟 159.64 m²、転用理
由、社会福祉施設（デイサービス）の増築、続けて説明をさせて頂きま
す。失礼します。

ただいまの許可申請につきましては、前回の委員会でもお話をさせて
頂いたのですが、昨年 7 月開催の第 4 回農業委員会におきまして、デイ
サービスセンター「」の増築のため、こちらが農業振興地域
にあたりますので、農業振興地域からの除外につきましてご審議を頂い
ております。ご審議を頂いた結果、除外をすることについて意見なしと
して可決頂いております。それについて、これまで都市計画法上の手続
きが遅れていたということで、許可が出来ない状態だったわけですが、
つい先日、県等との事前協議が整ったとの報告を受けましたので、この
度、急きよだったのですが、追加議案として上程させて頂くということ
をお願いさせて頂きました。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長

当案件について、何か質問はございませんか。

委員

ちょっと、一ついいですか。

議場

どうぞ。

委員

という が土地を譲り受けられるわけござい
ますが、社会福祉法人は、当然、市街化調整区域でもできる項目に入る
んだらうと思うんですけど、直でなくて間に さんというのが
入ると。これは昨年 7 月のときにもありましたっけ。

議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	<p>ということは、誰かが間にワンクッション入るという仕組みですよ ね。社会福祉法人が直に借りるのではなくて、この さんが賃 貸で さんに。</p>
委員	<p>あその建物とか土地は、 さんの名義じゃないかな。で、 運営を という社会福祉法人がやっ取るんじゃないかと思う。</p>
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	いや思うわけで。
委員	<p>そこで、順番建てて言うと、個人が持っている土地に建物を作ると。 そして、貸付先は社会福祉法人であると。という意味では、貸付先の用 途上は都市計画では問題ないと思うんですけども、普通は直接の場合 が多いんですよ。仮に が無くなった場合は、アパートに変 わったり、別用途、要は都市計画上、普通では建てられないものにもな っていく可能性もありますよね。所有者が違うわけですから。ここらの 取り決めといたしますか、そこらをどういうふうに解釈したら良いか。だ から さんが、直接なら、もうすっきりしていいのですが、間 に一人入っていらっしゃる。</p>
委員	さんといったら、 か。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	じゃないん。 が施設長をしよる。
委員	節税かもわかりませんし。

議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	趣旨はわかりますよね。普通で　さんがものを建てようと思ったら出来るところです。市街化調整区域で農振が入っとるんかわかりませんが、
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	この　さんいうのはもういっぺん聞きますが、　。
委員	。
委員	除外申請のときの条件があるとき建ててから・・・。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	さんが土地を買って建てて、そこへ貸与しんさるんなら、別にあれじゃないんか。
委員	じゃけ、そこへ普通は建てるのが出来んわけじゃけえ。市街化調整区域だから。
委員	じゃが、隣へよけえ建ってるじゃない。
委員	あれは既存建物ですよ。ああいう枠組みを、線引きをする以前に。なんとかいう部品メーカーが工場持っておったでしょう。
委員	在来があこへおるよの。　とかなんとかいう大きいのがおるよの。それから、あこへもう一つなんかおるよの。
委員	ありゃ、用途地域の網にかける前に建ててる建物だと思います。

委員	そりゃそうじゃろうのう。 網のかけようが遅かったよのう。熊野町は。 住宅があちこち散らばっちょろう。
委員	下水道との絡みもあるんですけどね。
委員	不細工な町よのう。 もうちょっと都市計画しゃっとしとりゃあ <u>のう</u> 。農地でもまとめられるのに。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	去年の7月の除外申請の申請書を確認して、そこはあれしとるんわけですから、それと同じ条件なら許可せざるを得んと思います。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	いうのは今どうなっとるん。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	それがの植えちよるんじゃが、荒しまわっちよるじゃろう。買ったところを全部植えっぱなしよ。
委員	そうそう。
委員	やる者がおらんのよ。
委員	人足がおらんのよ。

議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	ここもちょっと荒れちょら、ここもちょっと荒れちょらと、萩原でもね。道上の方へ行ったら多いよね。
議長	臺が立って花が咲いての。
委員	そうよ。みな花が咲いてね。ほうれん草でもええのが出来ちよるんじやが、くれりゃあええのに。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	従業員が居らんのと。 さんが請け負うたんかいの。誰かおらんかいうて。
委員	請け負いやせんが、ただ傍から見寄ってかわいそうなけえ、誰かおらんかのう思うて。みなさんに言うたんじやが、ただ、なかなか手当が出来んけえの。
議長	うちらの方へどっこも行かん人があるけえ、ちょっと話したら、あこはやねこいけえ行かんのじゃいうて。
委員	ほいじやが、はじめは人がおるいう話じゃったろう。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	はじめはきれいにしてようやりよったよ。きれいにしてのう。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
事務局	よろしいですか。先ほどの件なんですけども、昨年(去年)の第4回7月20

日ですね、農業委員会の方でこの議案の提案がありました。そこで先ほどの会議録の話と重なるんですけども、会議録の方を作成しております、それで会議録の方を今、持ってきたところなんでございますけども、要望届出者が さんということで出て、農振の除外理由が、隣にある の増設のためということで、それでこの土地、農地なんでございますけれども、その当時、2～3年作っておられないような状態で草が生えてないと。それで さんの子供もそんなに農業はそんなにしなくてもいい、自分のところで食べるだけでいいということであり、良い塩梅に隣の方から土地を買いたいという申し出があったので、そちらの方に活用して頂いた方がいいということで、話が出たということが書いてあって、この審議の結果、原案どおりこの一部変更について意見なしということでご承認頂いたということでございます。

委員

じゃ、その時に という話は一切無い、出てないですよ。

事務局

の増設のためというのが除外申請の理由となっております。

委員

これをどういうふうなものをどう取り扱うかということですよ。

じゃけ、中間に入ってくることがありますよね。こういう福祉法人をする場合は、誰かが間に入って事業を行って貸すと。これはそういう例ですよ。本人は借りてない。

委員

さっきの問題は。どういうことが懸念されるんですか。

委員

所有者は別の方ですから、別の用途に貸すということも出来ますよね。普通は、作ってはいけない用途も。市街化調整区域で。たとえばアパート経営をすとか、飲み屋するところもあるか分かりませんが、飲食業とか。

	<p>なるので、預金がいくらありますとかいうものは必ず申請に付けるようになっております。ですので、この段階でも恐らくそういうものはあったと思われます。</p>
委員	<p>社会福祉法人じゃったら、公設じゃったら福祉の方へ何か話が出とるじゃろ。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
委員	<p>福祉の方で理事会議事録やらもろうとるはずです。どうせ補助金やら出とるんじゃろうけえ。こがいなん確認できるじゃろう。</p>
議場	<p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
事務局	<p>確認して、次回の農業委員会でご報告させて頂くことでいかがでしょうか。</p>
委員	<p>裏を取っておいてください。</p>
議場	<p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
議長	<p>他にないですか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、許可することを決定しました。</p>
議長	<p>続いて日程第4、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より報告させます。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。平成29年5月19日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p> <p>番号1、土地農地の所在、萩原、地目登記簿田、現況畑、面積709㎡外1筆、権利所有権移転、譲渡人氏名、住所、安芸郡熊野町、広島市、譲受人氏名、住所、安芸郡熊野町、転用目的、一般個人住宅、施設等、宅地、受理年月日、平成29年5月2日。</p> <p>引き続き説明をいたします。届出に係る農地は市街化区域にあり、届出書には法定記載事項が記載されるとともに、必要な添付書類も具備されておりましたので、適法な届出と認められたために届出書を受理しました。以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。</p>